

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1231号)

平成25年9月5日

横 情 審 答 申 第 1231 号

平 成 25 年 9 月 5 日

横浜市神奈川区選挙管理委員会委員長 田中 糺 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

平成25年3月22日神選管第340号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「平成16年から平成23年までに執行された選挙時に、特定集合住宅集会所
を投票所として使用した際の領収書」の一部開示決定に対する異議申立てに
ついての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市神奈川区選挙管理委員会が「平成16年から平成23年までに執行された選挙時に、特定集合住宅集会所を投票所として使用した際の領収書」を一部開示とした決定について、横浜市神奈川区選挙管理委員会がなお非開示とすべきとしている部分は、非開示とすることが妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「平成16年から平成23年までに執行された選挙時に、特定集合住宅集会所を投票所として使用した際の領収書」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、横浜市神奈川区選挙管理委員会（以下「実施機関」という。）が平成25年1月7日付で行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 個人の氏名及び住所並びに個人印の印影については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、本号本文に該当し、本号ただし書のいずれにも該当せず、非開示とした。
- (2) しかしながら、本件異議申立てを受けて、改めて本件申立文書の非開示部分を検討したところ、個人の氏名と共に代表者としての肩書の記載があることから、管理組合理事長としての氏名は管理組合の代表者として対外的に公にされているものであり、本号ただし書アに該当すると判断し、管理組合理事長の氏名及び印影は、開示に改めることとする。

また、本件申立文書の住所欄には、明らかに施設所在地が記載されている箇所があり、その部分については、本号に該当しないと判断されることから、当該部分は、開示に改めることとする。

- (3) 以上のことから、本件申立文書のうち、前記(2)の情報以外の個人の氏名及び住所並びに個人印の印影については、本号に該当し、非開示を維持する。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件申立文書の全部を開示することを求める。
- (2) 特定集合住宅集会所は区分所有者の施設であり、「集会所使用規則」でその使用目的、室区分・料金が規定されている。集会所を使用した場合は、その利用者、使用時間及び収入を管理組合総会で報告している。
- (3) 本件処分では、本件申立文書が黒く塗られていたため、会計事務処理に困っている。

5 審査会の判断

- (1) 選挙に係る事務について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条では、投票所は、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設けると規定している。実施機関では、投票所は原則として、投票区内の公共施設などに設けるが、各地域の状況に応じて集会所や自治会館等を借り上げている。

投票所を借り上げた場合には、施設管理者に施設使用に対する謝金を支払っている。謝金の支払に当たっては施設管理者が法人等の団体である場合、代表者、副代表者、会計担当者等の役員へ謝金を渡し、謝金を受け取った者から領収書を受領している。

- (2) 本件申立文書について

本件申立文書は、特定集合住宅集会所を投票所として借り上げた以下のアからクまでの選挙に当たって、当該施設の管理者である管理組合から受領した領収書である。

ア 平成16年7月11日執行の参議院議員通常選挙

イ 平成17年10月23日執行の参議院議員補欠選挙

ウ 平成19年4月8日執行の統一地方選挙

エ 平成19年7月29日執行の参議院議員通常選挙

オ 平成21年8月30日執行の横浜市長選挙及び衆議院議員総選挙

カ 平成21年10月25日執行の参議院議員補欠選挙

キ 平成22年7月11日執行の参議院議員通常選挙

ク 平成23年4月10日執行の統一地方選挙

申立人は、本件申立文書の非開示部分の全部を開示するよう求めている。実施機関は、本件処分において、個人の氏名及び住所並びに個人印の印影の全てを非開示とする決定を行った。しかし、実施機関は、諮問後の一部開示理由説明書（追加）において、前記３（２）の情報については開示するが、その余の情報については条例第７条第２項第２号に該当するため、なお非開示とすべきであると主張していることから、以下、当該情報について検討する。

（３） 条例第７条第２項第２号の該当性について

ア 条例第７条第２項第２号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」については、開示しないことができると規定している。もっとも、本号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については、本号本文に規定する開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 当審査会が本件申立文書を見分したところ、実施機関が非開示を維持している情報は、個人の氏名及び住所並びに個人印の印影であることが認められた。これらの情報は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができる情報であるため、本号本文前段に該当する。

ウ 次に本号ただし書の該当性について検討する。

当審査会が実施機関に確認したところ、実施機関が非開示を維持している情報は、管理組合の代表者以外の役員の氏名及び住所並びに個人印の印影であるとのことであった。そうすると当該情報については、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないため、本号ただし書アに該当しない。また、当該情報は本号ただし書イ及びウにも該当しない。

（４） 結論

以上のとおり、実施機関が、本件申立文書を条例第７条第２項第２号に該当するとして一部開示とした決定について、実施機関がなお非開示とすべきとしている部分は、非開示とすることが妥当である。

（第三部会）

委員 藤原静雄、委員 青木孝、委員 金井恵里可

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成25年3月22日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成25年4月8日	・異議申立人から意見書を受理
平成25年4月18日 (第155回第三部会) 平成25年4月25日 (第227回第一部会) 平成25年4月26日 (第233回第二部会)	・諮問の報告
平成25年5月30日 (第157回第三部会)	・審議
平成25年6月14日	・実施機関から一部開示理由説明書（追加）を受理
平成25年6月20日	・異議申立人から意見書（追加）を受理
平成25年6月20日 (第158回第三部会)	・審議
平成25年7月4日 (第159回第三部会)	・審議
平成25年7月18日 (第160回第三部会)	・審議